

原発事故により避難を余儀なくされている方へ

「ADR 説明会・裁判に関する意見交換会」のお知らせ

平成24年12月5日
原発事故被災者支援北海道弁護士団

昨年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故で被災され、今なお避難生活を余儀なくされている皆様へ、心からお見舞い申し上げます。

原発事故被災者支援北海道弁護士団では、これまで説明会・相談会を実施してきたほか、避難等対象区域ではない地域から北海道に避難された方々について、東京電力に対して、損害賠償を求める集団申立（ADR）を行って参りました。

しかしながら、誠に残念なことに、東京電力の対応は十分とはいえず、また申し立てた ADR についても、申立から約5か月が経過しましたが、見通しが不透明な状況です。

については、集団申立に参加された方、及び ADR の状況について関心を持たれている方のため、これまでの経過と、今後の予定される方向性について、ご説明する場を設けたいと思います。

さらに、当弁護士団では、ADR ではなく、裁判での手続に踏み切るべきとの意見も出てきております。そこで、実際に避難されている方々から、率直なご意見・ご希望を伺いながら、裁判に関する検討に役立てたいと考えております。

ADR 説明会・裁判に関する意見交換会

（日時） 平成24年12月19日

①10:00～12:00②18:00～20:00 ①②の時間帯、どちらも内容は同じです。

（場所） 札幌弁護士会館5階会議室

（内容） 前半に、出席者全員の方に向け、これまでの ADR についてのご報告、全国の情報などをご説明し、後半は、個別にご説明並びに裁判に関してのご意見・ご希望の聴取、その他お困りのことについてのご相談を受け付ける予定です。

避難指示の有無にかかわらず、原発事故により避難された方で上記にご関心のある方、あるいは何かお困りのことがある方は、お気軽にご参加下さい。

予約は不要です。

上記説明会に関して、その他何かありましたら、以下の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 〒060-0061 札幌市中央区南一条西11丁目コンチネンタルビル5階
伊藤信賢法律事務所内 弁護士団事務局
TEL: 011-251-1771 / FAX: 011-261-5127

HP <http://hokkaido-genpatsu-bengodan.jp/>

ツイッター <https://twitter.com/#!/hisaibengodan>

フェイスブック <https://www.facebook.com/hisaibengodan>